

10 貿易

(1) 我が国港湾の国際競争力強化

京浜3港包括提携による広域連携強化への積極的なサポート【平成21年度以降京浜3港の統合実現時まで継続実施】

京浜3港包括提携の発表をきっかけとした京浜3港の統合及びポートオーソリティの設立が、真に我が国港湾の国際競争力強化に資する改革の実現に結びつくよう、京浜3港における検討を、国として積極的にサポートしていく。(運輸ウ25)

(2) 水先制度の改革

指名制と応召義務の関係についての整理、及び引受ルールの策定【平成21年検討・結論】

新水先制度で導入された指名制と、水先区における応召義務との関係を水先制度関係者で整理した上で、事前指名契約が締結されず引き受け手がいない船舶への水先業務の確実な提供に関する必要最小限の引受ルールについて、国において実効性のある監督を行うべく、その法的な位置付けや管理運営体制も含め、その在り方を幅広く検討し、結論を出す。(運輸ウ26)

3級水先人養成コースの拡充【平成21年検討・結論】

3級水先人養成コースについては、今後、操船経験のない一般の志願者に対しても門戸を開放することで、3級水先人の候補者増加を図るとともに、新規参入する水先人の質の確保・向上を図ることについて検討すべきである。

したがって、3級水先人の養成に関し、3級海技士資格の取得と3級水先人の養成をセットにした一般向けコースの整備等、一般の志願者から3級水先人を養成する方法について、その費用負担の在り方も含め、その仕組みを関係者間で広く検討し、結論を得る。(運輸ウ27)

(3) 特恵原産地規則・特恵原産地証明発給制度の再設計

自己証明制度の整備【平成21年度措置】

今後のEPA交渉においては、我が国としても多様な自己証明制度に対応する制度を持つことが重要となる。

したがって、自己証明制度の導入を含むEPAの締結に際し、法令を含む必要な

制度の整備等を行い、我が国側の国内制度上の不備によって、今後想定される E P A / F T A 交渉に支障が出る事態を極力回避するよう準備する。(運輸ウ 22)